

四 發 行 方 法	三 用 振 等 替 法 の 適	二 の 法 規 及 の 根 そ	一 號 名 稱 及 び 拠 記	發 平 成 二 件 十 等 六 十 年 次 十 一	省 國 債 第 三 十 九 十 年 次 十 一	○
-----------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	---	--	---

六

イ
發

入価 入価・別債行争非者特国
 札格行札格第参市及入価・別債
 発競 発競Ⅱ加場び札格第参市
 行争額行争非者特国発競I加場

五

口
イ
方募

入価法入
 札格決
 発競定
 行争の

第公必億つ定う額
 二債要千いにち面
 条のな五て基、金
 第発財百はづ財額
 一行源十、き政で
 項のの五額発法一
 の特確万面行第兆
 規例保円金し四八
 定にを、額た条百
 に閑図財で利第九
 基する政七付一十
 づるた運百国項九
 き法め営七債の億
 発律のに十に規円

込募各当も各
 み限国ての申
 の度債るか込
 応額市。らみ
 募の場その
 額範特のう
 を圃別応ち
 割内參募應
 りに加額募
 当お者を価
 ていご順格
 るてと次の
 各の割高
 申応りい

發別にご務後格競
 行參よと大に競争
 一加るに臣行争入
 と者發応がわ入札
 い・行募各れ札發
 う第へ限國るの行
 。II以度債入募
 非下額市札入
 価一を場での
 格國定特あ決
 競債め別つ定
 争市る參てを及
 入場も加、しび
 札特の者財た価

七

口 イ
払

行争非者特国入価込
入価・別債札格金
札格第参市発競金
発競I加場行争額

行争非者特国行争非者特国
入価・別債
札格第参市
発競II加場

千 一 でた条特
百 兆 七利第別
二 千 百付一會
億 三 九國項計
九 十 十債のに
千 八 一に規関
三 億 億つ定す
百 三 円いにる
九 千 て基法
十 六 づ律
二 百 額き第
万 万 面發四
円 円 金行十
円 額し六

でた条特円で利第五額發四万面行
千利第別百付一百面行十円金し
八付一會九國項四金し六、額た
十國項計十債の十額た条特で利
九債のに七に規万で利第別三付
億に規関億つ定円六付一會千國
円つ定す四いに、千國項計七債
千て基同百債のに百に
七はづ法七に規関五つ
百、き第十つ定す十い
額き第四額發六九いにる二て
面發四面發四十面行十億て基法億は
金行十額し六五金し二三はづ律二、
額し六万額た条千、き第百額

十
十
三
二

十
十
口
イ
一
發

九
八
ハ

の 経 利 入 値 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 値 発
払 過 札 格 第 参 市 及 入 値 ・ 别 債 札 格 行 行
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 値
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 格 日

替 低 行 争 非 者 特 国
額 入 値 ・ 别 債
单 面 札 格 第 参 市
位 金 發 競 II 加 場

（一）年
む十式は一
も号に、募・
のによ払入四
と規り込決パ
す定算金定一
るす出額のセ
。るしに通ン
期た加知ト
日金えを
に額、受
払を次け
い第のた
込二算者

八額錢額 平す額の振 五 八
錢面以面 成るの記替 万 百
金上金 二十。整載法 円 一
額の額 六 数又の
百そ百 六 倍は規
円れ円 年 の記定
にぞに 十 金録に
つれつ 月 額はよ
きのき 二 に、る
百応百 三十 よ最振
一募一 日 る低替
円価円 二 も額口
二格二 十 十 の面座
十 十 と金簿

十
十
七
六

償
還
金
額
償
還
期
限

額
面
成
金
四
十
百
六
円
九
つ
き
百
円
日
に
期
属
す

十
五

後
の
利
子

い
日
三
月
支
の
期
二
十
日
、
及
び
各
月
支
間
に
期
月
に
お
十

十
四

初
期
利
子

規
定
す
す
る
期
及
翌
日
に
つ
い
て
同
じ
。
い
。

下
は
銀
号
の
行
支
次
支
次
年
う
算
う
算
式
に
た
に
た
に
だ
よ
た
し
り
お
う
と
以
き
払
し
払

$\frac{1.4}{100} \times \frac{1}{2}$

(二)

額面金額の総額× $\frac{1.4}{100} \times \frac{33}{365}$

規下は期た期平定、が金と成る金受居にあ者債乗金にの口るに發する者り場非発たにりつにの所又算合居行金百算い記と所控得は出に住時額分出て載し得に除税外しは者にへのしは又て税おすの国た、又おた二た、は振がいる税法金前はいだ十金前記替源てこ率人額記外てし・額記録口泉、とをがに(一)国取、三か(一)さ座徵そが乗適當の法得當一らのれ簿のでじ用該算人す該五當算る中さ利きたを非式でる國を該式ものれ子

二十九十八

払者入払元
込札場利
期参所金
日加支

平財務日本
成大臣銀行
二十
六から
年十月通知
年十二月
三十
三日を受けた者